

平成25年9月11日9月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（25名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 小池 拓司
4番 鈴木 深由希	5番 澤井 信秀	6番 齊木 亨
7番 桑田 典章	8番 山村 恵美子	9番 穴戸 稔
10番 保実 治	11番 池田 徹	12番 新家 良和
13番 福岡 誠志	15番 杉原 利明	16番 亀井 源吉
17番 伊達 英昭	18番 國岡 富郎	19番 大森 俊和
20番 竹原 孝剛	21番 平岡 誠	22番 小田 伸次
23番 林 千祐	24番 久保井 昭則	25番 助木 達夫
26番 沖原 賢治		

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 岡田 美津子

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元廣 修
特命プロジェクト 推進部長 堂本 昌二	財務部長 福永 清三
地域振興部長 藤井 啓介	産業部長 農業委員会 事務局長 上岡 譲二
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 瀧 奥 恵
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 坂本 高宏
総合窓口 センター部長 部谷 義登	市民病院部長 事務部長 山本 直樹
君田支所長 平岡 淳	布野支所長 反田 博美
作木支所長 瀧 奥 祥二郎	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 片岡 法生	三和支所長 細美好 宏
甲奴支所長 内藤 かすみ	企業誘致課長 森本 純
選挙管理委員会 事務局長 上野 哲之	監査事務局長 伊川 文雄

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大鎗 克文	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 明賀 克博
政務調査主任 瀧熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一般質問 吉岡 広小路 須山 敏夫

平成25年9月三次市議会定例会議事日程（第4号）

（平成25年9月11日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 吉 岡 広小路…………… 209 須 山 敏 夫…………… 223


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様には、大変お忙しい中、傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は一般質問の3日目を行います。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、山村議員及び桑田議員を指名をいたします。

この際御報告をいたします。

本日の会議に一身上の都合により岡田議員から欠席する旨、大森議員から遅参する旨の届けがありました。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（沖原賢治君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

〔1番 吉岡広小路君 登壇〕

○1番（吉岡広小路君） 皆さんおはようございます。

9月議会の一般質問もいよいよ3日目、最終日を迎えましたけれども、お許しをいただきましたので、三次志士の会の吉岡広小路ですけれども、一般質問を行わせていただきたいと思います。

特に今回は、総合計画でありますとか、あるいは企業誘致、またその総合計画や企業誘致にかかわる行財政改革の観点からの質問をさせていただきたいと思っております。具体的な質問にもなろうかと思っておりますけれども、どうか真摯な答弁をよろしくお願いをしたいと思います。

まず最初に、総合計画について質問したいと思いますけれども、ちょうど昨日も質問がありましたように、2020年のオリンピックが、9月8日、東京に決定をいたしました。実は、私自身は、この東京にオリンピックが決定をしたということは、今回の三次市がつくる総合計画においても、あるいは三次市においても全く関係ないことではないと思っております。昨日も新聞にも出ており、また本議場でも取り上げられましたように、49年前、三次高校の先輩であります坂井義則さんが東京オリンピックの最終聖火ランナーとしてその東京オリンピックに参加をされたというのが、本当に私自身も小学校の時代でありましたけれども、よく覚えています。当時は、戦後復興しなければならない、東海道新幹線をつくったり、インフラの整備をしながら、いわゆる高度経済成長期に入っていく、国全体がいわゆる東京を中心として中央集権の中で

んどん発展をしようという時代に誘致をされたのが東京オリンピックであったというふうに思います。今回、くしくも半世紀を経て、49年ぶりに東京に、また日本にそのオリンピックが誘致されるということでもあります。

今回のそのオリンピックの目指すべき、あるいはこの三次に与える役割というのも、同じように総合計画の中で考えて見たいというふうに思います。

2007年には大阪で世界陸上が開催をされましたけれども、その事前合宿として、ラトビア共和国の皆さんが三次市に合宿をして、大阪の世界陸上で活躍をしていただきました。当然2020年のオリンピックについては、そういった世界各国からの事前合宿も三次で誘致するなどということが考えられると思いますし、今までの総合計画にはなかった部分、特に2020年を目指して、日本全体がスポーツで湧き上がるだろうというふうに考えます。スポーツ庁の新設ということも言われておりますし、2020年に向けたいろんなスポーツ振興を図っていかなきゃいけないというのは、当然三次市のこれからの長期の計画の中でもその位置づけをされなければいけないものというふうに思っております。こうした課題というのは、実は今の総合計画には全くあらわれてませんし、新しい、今策定中の総合計画の中でそういったものをきちんと整理されるべき期待もしております。

じゃあまず、その総合計画に移るに当たって、やはり今の総合計画なり、あるいは合併時につくられました新市まちづくり計画、いわゆる合併の建設計画についてももう一度総括をしていく必要があるかというふうに思います。特に、私自身も議員として、多くの市民の皆さんから市政に対する提案でありますとか、いろんな苦情を聞いたりします。別に予算もかけずに改善できることもあるし、少しの知恵を出したり、少しの改善を行えば、もっともっと市民の皆さんの役に立つことがたくさんあるかと思っておりますけれども、なかなかそれが、我々議員もそうですけれども、市民の皆さんや議会あるいは執行部の幹部の皆さんにも伝わっていないことが多いんじゃないかということを感じることがたくさんあります。総合計画に当たりまして、まず最初にちょっと個別の案件を二、三、聞かせていただきたいと思っております。

もちろん市民の皆さんの要求というのは多種多様であって、例えばゼロ歳児から保育所に入りたいけれども、まだまだあきがないとか、待ってくれと言われたとか、安い住宅を買いたいけれども、なかなか、自分の所得の問題とかいろんな地域の問題で見合うものがないであるとか、いろんな苦情も聞きますけれども、先ほど言いましたように、この問題が果たして課内とか、あるいは庁内で議論されておるかというようなことも感じるということがたくさんあります。ちょっと3つだけ聞かせていただきたいと思っておりますので、事前通告もしておりますし、それぞれお答えいただきたいと思っております。

1つは、例えば図書館の開館時間の問題です、教育委員会になろうかと思っておりますけれども。図書館は、今現在三次市で言うと、10時開館、8時閉館。夏休みも閉館とかなく、月曜日も開館したり、他の市よりはよりオープンしている時間は長いかと思います。

ただしかし、先日ある高校生の話を聞くと、夏休みに9時に図書館に行ってみたら閉まっていた、10時まであかないと言われた、もっと早くあけてくれんかねという話です。当然こんなも

のは、中の改革なり議論なりすることで改革できることだと思いますけれども、教育委員会ではこういう議論がされておったのかどうなのかと。

あるいは、昨日も選挙管理委員会の投票所の問題がありましたけれども、投票に行くのに、高齢者ばかりの地域になって、坂の上の中学校まで投票所に行くのは大変なんで、それよりも期日前で市役所に来たほうがよっぽど便利がいいという、投票所を変えてくれんかねというような話もあります。これも何回も聞きますけれども、こういったことは選挙管理委員会の中で議論されたんだろうかという。

あるいは、先日サッカー協会からえらいお叱りを受けたんですけども、昨年、サッカー協会のほうでは第1回のライフスポーツサッカー大会が三次で行われてるんです。以前から現場のほうでは、この芝が悪いとか管理が悪いとか、あるいは土のグラウンドが悪いとかということまで要望されておったようですけども、昨年の大会においては、このサッカーの大会を開いたのはいいけれども、芝生の管理が悪くて非常に憤慨をされた、なかなか三次では大会が起こりにくいというふうなことを先日サッカー協会の役員の皆さんからお聞かせいただいたようなことです。これは果たして教育委員会の幹部の皆さんに伝わっておるのかどうなのか。

いろんなことがありますけれども、まずこの3点についてお伺いしたいと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) それでは、教育委員会からは図書館の関係と運動公園の芝生の関係で御答弁を申し上げます。

まず、図書館の開館時間につきまして、これは市民から開館時間を早めてほしいという要望は教育委員会のほうには直接受けたものは今のところございませんし、指定管理者のほうで、暮らしサポート三次ですが、そちらのほうで利用者から特別聞いたという話も今のところ聞いてない状況はございますが、議員が今御指摘いただいたように、高校生の生徒が朝9時から使いたいというような御要望も聞いていただいているようですので、とりわけ子どもたちが夏休みの期間中とか長期休業中に図書館をしっかりと使いたいという御要望について、しっかりと図書館利用者のニーズを把握して、そのニーズ調査のもとに、来年度に向けては試行的に開館を早めるなど、ニーズ調査をしっかりとした上で検討させていただきたいと考えます。

それから、みよし運動公園陸上競技場におけるインフィールドの芝生の対応についてですが、その管理が悪いというふうには今おっしゃいましたけど、管理自体は小まめに芝生の管理をしておりまして、芝生は他市の競技場と比べてもそうひどいという状況ではないというふうには自負しております。当然目土等も小まめに行い、芝生の表面をしっかりと管理するというふうには把握をしております。

ただ、今議員がおっしゃいました昨年度行われたライフスポーツサッカー大会の件ですが、これは、昨年度みよし運動公園と千代田の運動公園で2会場で開催されたもので、第1回ということで開催されております。三次の運動公園を選ばれたのは、主催者側から聞いた話ですけ

ど、これは県内の施設の中で大きな、一度にできるみろくの里の競技場を使いたいということでしたが、そこがあいてなかったということで三次を選んでいただいたというふうに聞いております。今年度につきましては、大会が1カ所で開催できると、みろくの里のほうはサッカーグラウンドが3つありますので、そちらを会場とするということを決められたということですので、みよし運動公園の陸上競技場の芝が悪いからということではないということ、これは主催者のほうからお聞きしたことでございます。

(選挙管理委員会事務局長 上野哲之君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 上野選挙管理委員会事務局長。

[選挙管理委員会事務局長 上野哲之君 登壇]

○選挙管理委員会事務局長(上野哲之君) 選挙管理委員会から投票所のことにつきまして御答弁させていただきます。

投票所の場所につきましては、選挙のたびに投票区内で主に公共施設を指定しているところでございます。

指定に当たり、有権者の利便性、駐車場やバリアフリーなど、投票環境の整った施設を優先して指定しており、今後もこの方針で取り組みたいというふうに考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 市民から寄せられる、高校生も含めて多くの皆さんから寄せられる要望というのは数限りないものがあるかと思えます。問題は、それをいかに現場の職員さんが把握をして、そしてまた教育委員会だったら教育委員会のトップまで上がる仕組みができていくか、あるいは市長や市の幹部に伝えて、この財政的な面で、例えばさっきの芝の管理と言われましたけれども、1994年にアジア大会やったのときのいわゆる陸上競技場ですから、関係者に言わせても、もう土が盛って、60センチほど当時より上がってるらしいね。芝からいっても水はけも悪くて、当然当時アジア大会をやったような環境で国際大会であるとかいろんな大会が誘致できるような環境になってないというのは当然のことだろうと。じゃあ、これをさっき言いましたように、オリンピックが2020年に開催される、三次市としても、このクロスポイントになる三次に多くの大会やいろんなスポーツの大会も誘致しようというときに、いろんな関係者からそういう苦情が出るようでは困るということです。当然、多分市の幹部にしても、それを知っておったら、順番に直していこう、順次それを対応していこうというふうに考えておられるだろうと思う。でも、これが今の仕組みとしては、きちんとやはり伝わらないと思う。こっちはトラックのほうを整備をされるということで、その間陸上競技場が使用できないというふうに聞いておりますけれども、だったらこの際芝も一緒に直して、いろんな大会が誘致できるものに改善、改修していただきたいという思いもありますけれども、これ答弁はいいですけども、こういった一つ一つのことを、さっきの選挙管理委員会のこともそうですけども、もう一度精査して、積み上げて、現場の声を大切にして、議員が言うからとかではなくて、市民、

高校生が窓口で言った一言を注意しながら聞きながら、別にお金をかけなくても、少し行政のやり方を変えたらもっと市民の皆さんのサービスが向上するということがたくさんあるかと思ひます。

まず、私自身は、今回の総合計画の見直しに当たっては、そういったまず行政内部の積み上げ、もちろん今の総合計画の総括、こういったものを一つ一つ積み上げていくことから、それから現場で声を吸い上げたことをきちんと組織内であるとか行政のトップの中に伝えていくという仕組み、さらにはこの情報公開と書いておりますけれども、その情報全て、市民から出された提案、そしてまた市民から要望いただいたこと、こういったものを一つ一つ市民の皆さんに提示をして、それを議論したりすることが大事ではなかろうかと思ひますけれども、こういった市民の苦情あるいは提案、こういったものをもっと広く市民に知ってもらい、そしてまた議論してもらい情報公開についてお聞きしたいと思ひます。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

[地域振興部長 藤井啓介君 登壇]

○地域振興部長(藤井啓介君) 失礼しました。情報公開についてでございますけれども、現在総合計画の策定をしておりますが、この総合計画の策定そのものにつきましては、現行の総合計画の評価の結果及び早稲田大学による第三者評価については本市のホームページに掲載をしております。また、計画策定の取り組みについては、広報「みよし」で毎号シリーズ掲載をするとともに、今回総合計画のフェイスブックページで随時情報発信をしながら、御意見も伺って、新しい総合計画の策定をしておるところでございます、今後素案等もできましたら、改めて市民の皆さんに御提示をする中で御意見を伺いたいと考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 総合計画でありますけれども、私が今話をしてるのは、まず新しい総合計画をつくる前に、今の現場の声を聞くことをもう一度注意してみよう、それから今の総合計画で、もう10年近く前につくりましたいわゆる合併後のみよし百年物語、いわゆるみよし夢ビジョン、これは総合計画として今ありますけれども、こういったものを、ここにありますが、子どもが出てますけれども、この総合計画をきちんと見直してみようということが大事なんだろうというふうに思ひます。その中で、まず先ほど言われましたように、早稲田大学ではこういった今の総合計画の評価というのを行ってます。もちろんホームページにも出されてますが、これは果たして、多くの議員の皆さんも含めて、市民のどれだけたくさんの皆さんがこの評価、これはできている、これはできてない、これは不十分だという評価がされているものを果たしてどこまで御存じいただいておりますのかというのが不十分。これをもっともっと情報公開して議論をしていただこう、そっからスタートしなければいけないということが大事であらうかと思ひます。

私自身が市長のときにつくった総合計画ですけれども、ここの中で明らかに欠けておるものがあります。例えば今議論となっております尾道松江線開通を契機とした三次の発展計画、さきのオリンピックもそうですけれども、そういったものは当時全く想定をされなかったわけではありませんけれども、総合計画の位置づけというのは全く弱いものになっておろうかと思えます。でも、今後恐らく10年続くであろう総合計画の中では、そういった尾道松江線を基軸とした三次の発展戦略であるとかそういったものをトップに据えてこれからの総合計画を立てていかなければ、今まで何が欠けていたか、何が足りなかったか、そういったものを整理をしていく必要があるかと思えますけれども、これについても一度部長の答弁をお聞きしたいと思います。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

[地域振興部長 藤井啓介君 登壇]

○地域振興部長(藤井啓介君) まず最初に、市民の皆様今回総合計画をつくるに当たっての情報公開あるいは議論をしていくという点についてお答えしたいと思います。御存じのように、今回の新しい総合計画の策定に当たりましては、市民の皆さん62名から成る市民まちづくり塾の中で議論をいただいております。と同時に、アンケート調査、さらには今までの中で具体的にやっている部分で申し上げますと、住民自治組織との意見交換会も新たにさせていただいております。そういったものを積み上げてまいりまして、現在審議会で議論をいただいているところでありますが、先般骨子案について御説明もいたしましたけれども、今後の予定といたしましては、さらに各団体でありますとかそういった各種の団体のヒアリングも行ってまいりたいと考えておりますし、その都度その都度の情報の提供はフェイスブックで今させていただいているところでございます。こういった取り組みを今後継続をして続けてまいりたいと考えております。

次に、2番目に、いわゆる現総合計画の評価、総括についてでございますけれども、この総合計画の検証につきましては、昨年度市役所の職員で構成をいたします総合計画策定委員会のワーキングチームが、総合計画主要施策の小項目が上がっておりますが、この小項目ごとに検証作業を行っております。それをもとに、主要施策の中項目がございます。この中項目ごとの評価及び課題を整理をいたしまして、総合計画の審議会にお示しをするとともに、市のホームページでも公開をしております。また、総合計画のまちづくりの目標の指標がございますが、このまちづくりの目標の指標については、早稲田大学に依頼をいたしまして第三者評価を行っていただいております。さらに、そういった現段階での検証作業を、先ほど申した市民まちづくり塾の中でも御説明をしながら、改めて課題や今後の方向性について議論をいただいております。

このような検証作業を経て、課題を抽出をして、現在審議会において新たな総合計画の方向性でありますとか、あるいは施策の柱について議論をしている段階でございます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

〔1番 吉岡広小路君 登壇〕

○1番（吉岡広小路君） 地方自治法によって、総合計画のいわゆる基本構想がそれぞれの地方自治体に義務づけられたのが1969年です。それから平成23年まで、おととしまで、おとし、やっとそういうものはもう地方でつくらなくていいということになりました。1969年当時は、先ほどの64年のオリンピックと一緒です。もう東京中心に、国中心に国土開発計画をするんだ、そのときに地方もどんどんどんどんそういったインフラの整備をするのに総合計画をそれぞれの地方自治体でもまとめなさい、それに対して補助金や交付税をどんどん出していきますよという姿勢が今までの総合計画のあり方だったと思うんです。それでやってきた結果が、実はもう合併をせざるを得ない状況にまで追い込まれたのが10年前、いわゆる東京の一極集中から始まって、都市へ都市へと流れてって、地方が疲弊をしていって、もう市として町として村として存続できなかった結果として、10年前の合併ということがあろうかと思います。

私たち忘れてはいけないのは、そのときに、合併時につくった建設計画があります。いわゆるこの新市まちづくり計画というものです。これは今でもちゃんと法的な縛りがあって、当然まちづくり計画の変更とか廃止とか、新規のものもそうですけれども、そういった変更に関しては、地域審議会にかけて、そしてまた議会の議決、議会の承認が要するというふうになっております。まず、じゃあ先ほどのみよし百年物語、総合計画もそうですけれども、このまちづくり計画、合併の建設計画に関しても、これが一体どこまでできたのか、どういうふうに整理したのか、何が足りないのか、新しい課題は何があるのかというのをもう一度やはり地域審議会なり議会で議論するというのも、今やられてる作業とあわせて、並行して、本当に大事なことであるし、法的な縛りがあるし、合併時の約束を守らなければならないことだと思いますが、これをお聞かせいただきたいと思います。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 今吉岡議員のほうから新市のまちづくり計画についての御質問でありました。

私はそのとおりだと思っております。したがって、今合併総仕上げの最後の年として、また来年含めて2年間全力を挙げていこうということで、今まさに吉岡、当時市長時代につくられたその計画を実行せよということの思いを今申されましたが、私もそのように一生懸命、誠心誠意取り組んでおりますし、またできてない130項目については、情報公開として地域審議会のほうへ、ぜひ現地も見ながら、踏査をしていただいて、それぞれの地域審議会で思いを、結論を出していただきたいという思いを伝えておりますので、まさに今吉岡議員がおっしゃったとおりで、私も誠実に進めておると自負をいたしております。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

〔1番 吉岡広小路君 登壇〕

○1番（吉岡広小路君） 私自身は、やはり10年前、計画当時はもう十数年前になりますから、合併時のこの新市のまちづくり計画、建設計画が、今、じゃあこの時代になって、全てが今も必要であるとか、あるいは必要になった事業もありましょうし、もうやはり予算的に、財政的に無理だという事業もありましょうし、こういったものをやっぱり整理をしていくということが大事であるし、これを市民の皆さんにつまびらかに明らかにしていくことが大事であろうかというふうに思います。

今回策定をされようとおります総合計画に関して、まず基本的な考え方を聞きたいと思いますが、昨日あるいは一昨日の一般質問の中でも議論がされておりますのが、もう再来年から、平成27年から、合併時の一本算定が終わって、いわゆる交付税がどんどんどんどん削減をしてくる、財政的には非常にもう危機的な状況をやっぱり三次市が迎えておるとというのが、行政も議員も共通な認識であろうかというふうに思います。一部には財政は大丈夫だというようなことを言われる方もいらっしゃいますが、これはもう勉強不足であって、明らかにやはり財源は不足をして、財政を今までの、いわゆる総合計画のあり方ではなくて、いわゆるハードからソフトへ転換をしていかなければならない、今までの事業が当たり前のように、予算規模も含めて、財政規模も含めて当たり前のようにできなくなった時代なんだということを市民の皆さんも議会も全てがやはり共有し合うところからこの総合計画がスタートしなければいけないというふうに思います。だから、先ほどの今までの検証が必要でありましょうし、今後特に、新しいやはり総合計画の中では、今までのように何もかもできる時代、何もかもやれる時代から、もう優先順位をつけて、もう何かに特化して、三次らしさをやはり特徴づけてやらなければならない時代なんだということをもう一度認識をして、そこがまず基本的なところに立って行われるのが新しい総合計画の策定であろうかと思っておりますけれども、これについてお考えをお聞きしたいと思います。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 基本的な考え方でございます。先ほど吉岡議員がおっしゃっていただきましたとおりでございます。財政事情あるいは人口の状況を含めて右肩上がりでないという、それは私自身も十分承知した中で総合計画の策定に入らなければならないと思っておりますし、また冒頭に申し上げられた、東京へ2020年のオリンピックが決定したということは私自身も大変うれしくも思っておりますし、遠く離れた東京ではありますが、三次市との整合性といえますか、関係がどういう形でできるかということは、これから総合計画あるいは市政運営の中で努力していきたいと思っております。とりわけスポーツの町ということを目指しておる中でございますから、我々も少しでも役割を果たしていきたいなということで、吉岡議員の思いと私も同感でございます。

さて、基本的な思いを冒頭に私のほうから申し上げさせていただいて、それからまたいろいろ

るな個々の問題については担当部長のほうからお答えを申し上げさせていただきたいと思いません。

私は、総合計画を策定する基本的な考え方を冒頭に申し上げさせていただきたいと。きずなで結ばれ、活力と誇りに満ちた三次、市民の幸せの実現を目指していきたいというのが私の強い思いでございます。そのためには、少子・高齢化、人口減少を初めとした社会の状況あるいはグローバル化する経済や震災を背景とした人々の価値観の変化など、急激な変化を的確に捉えて、変化への対応力を高めていかなければならない、先ほど吉岡議員もおっしゃったこともつながってくるかと思っております。したがって、まちづくりの総合指針である総合計画を1年前倒しをしてでも策定をしていきたいということで、今全力を挙げて取り組んでおるところでございます。

三次市を構成する市民、議会、行政全てが参加し、行動するというのを大切にしながら、これまでに整備してきた、まさに今おっしゃったとおりであります。過去10年間整備してきた施設等々、さらには地域資源を生かしたソフト事業の充実を図ることにより、市民の皆さんが住みよさを実感できるまちづくりを進めてまいりたいと強く思っております。

また、全ての市民の皆さんが活躍できますような環境や地域の仕組みなどを確立して、夢を思い描かれるようなまちづくりも総合計画のほうへ盛り込んでいながら、それを一つ一つ着実に実行していきたい、これが私自身の基本的な考え方であり、思いでございます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) まさに今市長がお話をされたように、これからのやはり新しい総合計画は、今言われた少子・高齢化とかグローバルな経済化でありますとか、新たな課題に対応したもの、それを中心に行われるべきだというふうに思いますけれども、やはり今回、平成23年に法が改正なされて、総合計画を立てても立てなくてもいい、あるいは議会の承認なんか全く要らない、こういうことになったときに、総合計画の位置づけというのは、やはり反対に地方自治体の中では大きなものに私はなってくるんだろうというふうに思います。

例の夕張市の破綻を受けて、それまでは国は余り関与しないと言いながらも、こうしたちゃんと地方自治体全てにいわゆる総合計画を立てさせて、国の関与のもとで、指導のもとで、県の指導のもとで、これはやりなさい、これが入ってない、これはどうするんですかというようなこともさんざん指導もされて、国、県がしっかりかわりながらつくってきたのがこの今までの総合計画であつたろうと思うんです。私自身も、例えば体系を分けて、第一番に子どもを持ってきたり、2番目に健康福祉を持ってきたり、体系の順番は分けたところで、結局いわゆる国の言う、県の言う、官僚たちの言う総合計画の域を超えることができなかったのが今までの総合計画であろうかと思うんです。でも、夕張市が破綻をした、もう国や県のことなんか相手にできないぞという時代になって、改めて、先ほど言いましたように、おとし、平成23年にこういった総合計画の縛り、義務づけがなくなったのが今の時代であろうかと思う。そうす

ると、今まさに基本に据えなければいけないのは、いわゆる地方分権、地域主権、自分たちが自立して自分たちのいわゆる地方自治体を、三次市を運営をしていくんだという確固たる信念が新しい総合計画の中にはまず最初に基本的な理念として位置づけられなければならないんだろうと思います。それをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) まさに地方分権の時代でありますし、基礎自治体がいかにこれから自主性、主体性を持った行財政運営をするかということが強く問われておるわけでございます。したがって、我々行政としては、そういう意味を持ちながら総合計画を策定しながら、また行政改革の大綱あるいは推進計画を進めていきたいと思っております。

そういう観点から、法律上では行政が思うように描くということもできる、そういう柔軟性の改正がっておりますが、私自身は、やはり行政だけが突出してまちづくりを進める、市政を進めるというのはいささか私は違うと思っております。そのためには、やはり議会、同じ市民の皆さんの負託を受けてこられた議会の皆さんの思いと、また責任を、使命を持っておる行政、お互いの共通でございます。そういう中では、私自身はこの総合計画は、議会の議決は不要だということはあるけれども、私自身は議会の皆さんが御同意をいただけるなら、議決を経て、一体性を持って進めた総合計画というのが望ましいと思っておりますから、そういう方向で議会のほうで御検討賜りたいと、そのように思っております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 先ほどから繰り返しておりますが、今回の総合計画は、いわゆる三次市が自立して、財政的にも自立をして、今までのようにもらえるものはもらえばいいという発想もあるかも知れませんが、もう国とか県とか補助金とか交付税を頼みにするやっぱり時代はもう終わったんだという発想にみんな立たなきゃいけないと思う。新しい、やはり自立した三次市は、自分たちの自主財源を中心として、あるいは自分たちで改革をしながら、新しいやはり総合計画のもとでやっていくという姿勢が大事であろうかと思います。

残念ながら、この百年物語でもつくりました。みんなが努力しても、なかなか今の状態では、人口が合併をしてもどんどんどんどん減ってきて、じり貧の状態にあるのがこの三次市であるとするならば、やはり今までの考え方、やり方をやっぱり変えて、市民の皆さんにも今までのようにいろんなところに補助金でありますとかいろんな事業も出すことができなくなる。でも、やはり特化して、企業誘致でありますとか、雇用でありますとか、将来の三次市が発展できるところに特化していくこと、あるいは定住対策は、若い人が安心してこの三次市に住めるような地域に三次市を変えていく、そのバイブルとなるのが、その指針となるのがこの新しい総合計画であるという発想をみんなを持ちたいと思います。

もちろんどこかの補助金を削るでありますとか、今ある制度をなくすでありますとか、そういったことになると反対が起きるの当然であります。先ほど藤井部長の話を聞いておりますと、いろんな団体や各団体から話を聞けば聞くほど、もうがんじがらめになって、もう今までの制度すら構えない、補助金すら構えない、お金すら少しも構えない状態がやってくるのがやっぱり想定もされるわけです。今まさに三次市が生き残っていくためには、この総合計画を指針として、新しいやはり考え方のもとで自立してやっていこうというのを、市民の皆さん、議会、全てのみんなが共有して行う必要があろうと思いますけども、これについてもう一度お考えを聞きたいと思います。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

[地域振興部長 藤井啓介君 登壇]

○地域振興部長(藤井啓介君) 今回新たに策定をいたします総合計画につきまして、現総合計画の違いということで申し上げますと、まちづくりの基本的視点というのを新たに御提案をさせていただいております。こちらは、当然、先ほど来からお話になっております社会状況の変化等を捉えて、今後10年間、三次市あるいは三次市民、三次市全体が基調とすべき考え方をコンパクトに、まずはやっぱり皆さんと共有をしなければいけないという視点でこのまちづくりの基本的視点というのを御提案をさせていただいております。

現時点では、「誇り」と「共生」と「拠点性」というキーワードで御提案させていただいておりますが、こういった基調とすべき考え方のところはしっかりと議論を今後もしてまいりたいと思いますし、その中で具体的な政策の柱というのが組み立ててくるというふうと考えております。当然その基底になるのは、現状の社会状況の変化を的確に皆さんと共有をしながら、そういった基本的視点を持って新たに取り組んでいこうというふうな方向でつくってまいりたいと考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 先ほどの図書館の件に戻りますけれども、当時、月曜日も、夏休みとかは閉館をなくしたりとか、社会人の方でも夕方仕事が終わってから図書館に行ってもらうために夜8時まで開館してたりというのは画期的なことであると私自身思っていました。でも、今考えると、これももはや古い。もっともっと新しい考え、もっと予算をかけなくても、みんなが知恵を出すことによって市民の皆さんに喜んでいただけること、よりサービスが向上できることというのはたくさんあるんだろうと思う。先進地の事例でいっても、いわゆる佐賀県の武雄市などは、図書館を民間のツタヤ、そこに民間経営を委ねて、隣にはカフェがあって、コーヒーを飲みながら図書館で図書を見れたりでありますとか、そこがもう物すごくにぎわっているという話も聞いたりします。ちょっとした発想で、民間の発想も取り入れたり、民間の活力も取り入れたり、そういったことをするだけで明らかに行政の流れが変わってくるし、お金をか

ねなくてもサービスが向上できることというのはたくさんあるんだろうと思う。今から目指していかなければならない、いわゆる総合計画の骨子なり思いというのは、まさにそういったところをみんなで知恵を出し合いながら、市役所も、議員も、市民の皆さん一人一人もそういったものを共有できるかというふうなことになるかと思うんです。

答弁は要りませんが、こういったところがまず基本になって、今後総合計画が立てられていくと思いますけれども、ぜひ自立をしていくということ、知恵をどんどん出していいものをつくっていく、いい三次市でこれからの三次づくりを行う指針となるものをつくっていただきたいということをお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問も、実は企業誘致の問題ですから、この総合計画ともかなり深くかかわってます。先ほど言いましたように、これからのやはり三次市の目指すべき方向は、企業を誘致したり、雇用の確保したり、あるいは若い人が定住できるまちづくりをしていかなければならないのが当然であろうかというふうに思います。

では、そこで、昨日の企業誘致とか工業団地のことについては議論もありましたけれども、どちらかというところまでは、三次市も、広島県もそうだと思いますけれども、新しい工業団地をつくって、企業の皆さんにはそこに来ていただいて購入をして、その購入代金を安くする、あるいは建物建ててもらって、それから発生をするいわゆる固定資産税を減免をしていく、使われる水道使用料であるとかそういったものも市のほうで補助していく、こういったものが中心に行われてきました。副市長も申されましたけれども、これからは医療などを中心とした製造業に特化して、その企業誘致を行うんだと。確かにそれは大事なことだろうと思いますけれども、なかなかやはりこれだけ空洞化して、どんどんどんどん中小企業も含めて海外に企業が進出をしていく、それから日本全国でいろんなところが企業誘致でありますとか工業団地を抱えて、その競争を繰り返す中で、同じようにこの三次市がその仕組み、同じような闘いをやっていたんではどうしても勝てないというのを私自身も感じます。今、製造業を中心としたなかなか企業誘致も難しいんじゃないかという実感も感じています。

これからは、やはり三次市に特化した、尾道松江もできる、観光もある、6月の定例会のときに質問しましたけれども、アウトレットモールであるとか観光客を誘致した、そういった政策をやっていくということ、あるいは今回質問をします新しい企業誘致の形を模索をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

じゃあまず、新しい企業の誘致に対して質問させていただきたいと思いますが、これは6月の議会でも少し質問しましたが、いわゆる三次のインフラの整備として、光ファイバーでありますとかケーブルテレビが整備されました。これも、先ほど今言いましたように、尾道松江が開通したという、中国縦貫道、横断道のクロスポイントという利点とあわせて非常に大きなインフラの整備がされておる利点だろうというふうに思います。これを利点として、今東京のコールセンターが、私の後輩の働きかけもあって、今まさに三次に誘致をしようということで、8月19日には三次へ企業訪問していただいて、三次の実態、現場を見ていただいて、その話も聞いていただきました。もちろん市長とも会っていただいて、いろんな話を聞きました。

さらには、9月5日、森本課長と私自身がその東京の会社に行って、社長や幹部にもお会いして、その誘致の可能性を探ってまいりました。企業というのは、やっぱりトップのスピードあるいは企業の今のスピードは速いもので、できることなら、三次市の誘致策がちゃんと充実したものであるならば、年内にはそういったコールセンターの誘致を決めたいということがあります。ただし、今の三次市には、今回議案第69号で新しい工業団地の追加の工場等設置奨励条例の一部の改正条例案、これを出されておりますけれども、これだけでは不十分で、いわゆるソフトなコールセンター等に対する支援策、これを早急にまとめなきゃいけない必要があるかというふうに思います。

調べてみますと、広島市もそうでありますし、日本全国たくさんの自治体で、例えばその企業が借りる、いわゆる部屋の家賃補助でありますとか、回線を使用する回線使用料の支援でありますとか、あるいは初期投資、イニシャルコストに係る補助金でありますとか、もちろん雇用奨励金なんかを駆使してその対応をしようとしておるのが今の実態でありますけれども、このコールセンター、あるいは新しい企業誘致に対する考え方について、三次市の行政としての考え方をお聞きしたいと思います。

(副市長 津森貴行君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 津森副市長。

[副市長 津森貴行君 登壇]

○副市長(津森貴行君) コールセンターについての御質問でございました。

本市の制度では、直接自社ビルを三次市内に設置して事業を営む場合については従来の企業立地関連の支援策が適用されますが、コールセンターのような立地業態としてはオフィスを賃借するということが主流でありまして、このようなケースに対しましては、現時点では適用できる支援制度はありません。

本市といたしましては、コールセンターというのは情報サービス業と捉えてよいかと思えますけれども、コールセンターを含む情報サービス業の企業が市内に立地をいただけるのならば、またそのことが一定の持続的、安定的な雇用の創出につながるものならば歓迎すべきものというふうに考えております。

具体的に引き合いがあった場合には、企業のニーズ等を十分にお聞きをしながら、必要に応じてニーズに合致した効果的な支援策を講じていきたいと考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 今回の企業誘致に関しては、ある程度100人規模の企業誘致で、もう既に、先ほど言いましたように、年内にはできることなら決めたい。でも、先ほど言いましたように、副市長が言われましたように、これから検討して、比較をしてみたいというようなことを言っておれば、他の自治体には、もう支援策がある自治体がありますから、そこには置いてけぼりとか、その競争に負けてしまう可能性がある。スピード感を持ってそのコールセンタ

一誘致に向けて対応していただきたいと思いますが、重ねて答弁をお願いしたいと思います。

(副市長 津森貴行君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 津森副市長。

[副市長 津森貴行君 登壇]

○副市長(津森貴行君) スピード感のある対応が重要であるということは御指摘のとおりでありまして、そのように認識をしております。

同時に、支援策との関係で申し上げれば、企業のニーズと合致した効果的な支援策を講じるためには、企業のニーズをきめ細かく把握をして分析をするということが必要になります。そのためには、企業のお考えや御意向をよくお聞きするということが前提になります。ある意味で二律背反の面がありますけれども、迅速さとともに、支援策の的確性や企業との信頼関係の向上といったことにも留意した対応が必要であると考えております。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 今回のこうした、いわゆる先ほど言いましたように、情報サービス産業の誘致が成功すれば、三次に対して、先ほど言いましたように、ケーブルテレビの基盤整備等もありますから、さらに第2、第3の誘致も可能であるし、物流拠点としての機能もまた持ち合わせた企業も誘致できるだろうと思います。問題は、重ねて言いますけれども、スピード感を持ってその対応をしていただきたいということのみでありますから、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、当然総合計画の中で大事なものは、個別のいわゆる行財政改革が必要であろうと思います。きょうは1点のみ。やはり新しい総合計画の中では、やはり全て、先ほど言いましたように財政も厳しくなってくる折でありますから、議員の定数も削減をしたり、報酬もカットしたり、そういった議論が必要であろうかと思っております。報酬審議会の開催をして、第三者機関でその思いを、市民の思いを聞かせていただくことも含めて、その行政としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

[総務部長 元廣 修君 登壇]

○総務部長(元廣 修君) これまでも何回かお答えをしてる状況でありますけれども、議員定数の削減でありますとか、あるいは議員報酬のカット等につきましては、議会みずからの大きな問題ということで、今まさに議会改革の推進特別委員会、こちらを開いておられたり、議員の皆さんで御議論いただくというふうにさせていただくほうがよろしいかというふうに考えております。市民の意向を踏まえて、議会の中で適切な判断をいただくべきものというふうに思っております。

特に、改選して1年余りしか経過してない現在でありますので、市長の考えで判断して条例

改正案等を提出するというのは適切な時期ではないと思っております。

また、報酬等の審議会につきましては、この通達等が出された趣旨そのものが、当時報酬が高騰といますか、高く位置づけられるということがございまして、それを上げるときに審議会を開くということで、そちらのほう、削減とか減数にしていくといった部分には特に審議会の開催趣旨には合致しないというふうに現在判断をしておるところでございます。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

[1番 吉岡広小路君 登壇]

○1番(吉岡広小路君) 総合計画では、みんなで痛みを分かち合おうという話もしました。当然議会定数の削減というのも考えなければならない問題ということ提言をして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長(沖原賢治君) 順次質問を許します。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 今定例会一般質問の最後になりますが、日本共産党の須山敏夫でございます。

通告に従い、2点にわたって質問をさせていただきます。

大きくは、入札制度の問題と、もう一点は学校給食についてであります。

まず最初に、入札制度について伺いをいたします。

私は、本市の入札制度の問題についてこれまで何度か質問をしてきました。それは、市が発注する建設工事や業務委託、あるいは物品の調達等は地域の経済に大きな影響を及ぼすからであります。

2010年9月定例会の私の一般質問で、建設工事について、市の経済に及ぼす効果を聞いたところ、当時の財務部長は、2009年度の決算において、建設工事費が94億5,000万円で、市の予算の総支出額400億円の約4分の1近くを占めている。そして、この工事費をもとに算出した経済波及効果額は合計157億7,000万円で、約1.7倍の効果が見込まれると答弁されています。

そこで、この入札制度に対する現状認識について伺いますが、このように市が発注する工事などは本市の経済に大きな影響、経済効果をもたらすわけでありますから、発注は適正に行わなければならないと考えます。建設工事や業務委託、物品調達などは基本的には入札によって行われると考えますけれども、入札にはどのような制度があるのか、まず最初にお伺いをいたします。

(財務部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永財務部長。

[財務部長 福永清三君 登壇]

○財務部長(福永清三君) 現在の本市の建設工事等の発注方法でございますけれども、まず建設

工事につきましては、基本的には全て一般競争入札によって実施をしております。これは地方自治法の施行令の規定によって、中には随意契約という、額面が低い場合には随意契約という場合もございます。そして、業務委託及び物品については指名競争入札を行っております。また、この中にも、額が小額なものにつきましては、施行令に基づいて随意契約を行っておるところもございます。

近年では、プロポーザル方式によって業務委託、また機器の発注等も行っておりまして、価格だけではなく、いわゆる技術提案であるとか性能面であるとか、そういったものも審査基準に入れて業者選定を行っておるところでもございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 基本的には、建設工事においては一般競争入札、それから小額なものについては随意契約、物品調達等については指名競争といったような手法がとられてるということではありますが、問題は、こうした入札が適正に行われるということが、先ほど申しましたように、大変重要な課題であろうというふうに思います。

以前は、合併当初時は、建設工事においても指名競争という入札が、かなり発注の段階でこの入札方法が取り入れられておりますけれども、現在は一般競争ということがふえてまいりました。この変わった要因についてはどのように考えておられますか。

(財務部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永財務部長。

[財務部長 福永清三君 登壇]

○財務部長(福永清三君) 基本的に、自治法でも公共団体が発注するものについては一般競争入札で行いなさいというのは基本でございますので、本市においても全ての資格を持った業者が平等に受注できるといいますか、入札に参加できるという意味からにおいても、本市においては一般競争入札を採用しておるところでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 地方自治法に基づいてということではありますが、ただ私が思うのは、なかなかこの入札制度には完全なといいますか、よりベターなという、ベストな方法というのはなかなかないというのが現状で、どこの自治体においても苦慮されてるのが現在の状況だろうというふうに思います。

それぞれの入札制度において、いわゆる長所といいますか、同時に欠点もあろうかと思いますが、そうした入札制度における長所と欠点、どのようにお考えでしょうか。

(財務部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永財務部長。

〔財務部長 福永清三君 登壇〕

○財務部長（福永清三君） 一般的に一般競争入札というのは、どこからでも、どういった業者でも資格に応じて入札できるわけでごさいます、いわゆる工事の透明性、入札の透明性も図られるということと同時に、一定の競争力も図られるというふうにも思っております。一方、指名競争入札においては、その指名の範囲いかににおいてはそれぞれ制限をされるということも出てまいりますので、そういったデメリットはあろうかというふうに思っております。

特段、本案件において、基本的な資料を本日持ち合わせておりませんので、失礼しました。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） ことしになって市が、大型のといえますか、主要な事業として発注した市民ホール及び三良坂小中一貫校の小学校の入札が不成立になったり、あるいは他の工事の入札でも応札がない事例が幾つかありました。こうした状況、原因について市としてどのように把握、分析されておられるのかお伺いをいたします。

（財務部長 福永清三君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 福永財務部長。

〔財務部長 福永清三君 登壇〕

○財務部長（福永清三君） 不調・不落の原因でございますけども、この春実施をしました件におきましては、やはり全国的に建築工事の単価について、東北震災の影響を受けて、建築資材及び労務費、人件費の高騰が原因をしているものというふうに考えております。

三次市においても、先ほど議員言われましたように、市民ホール、三良坂の小中一貫校の建設工事においても、単価見直しをして再入札をしたところでもございますので、今後とも最新の単価で積算を行っていくよう現在も考えておるところでもございます。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） 遠く大震災の復興に係る需要がふえて、資材及び人件費等の高騰による、これがいわゆる予定価格と、それから入札の価格とのいわばそごで不落になったり、応札がなかったというような今の説明だというふうに思いますが、やっぱり一般入札、指名競争というのは、価格による競争入札であります。入札や契約を執行する過程においてどのような仕組みを取り入れたら適正な公契約を実現できるかということは大きな課題であろうと思います。ここで言う適正とは、最も価格が安いということではなく、行政目的に沿った質の高い業務遂行、適正な労働条件と市民の安全・安心の確保、事業者の経営の安定などを可能な限り高い水準で実現することを意味しております。地方自治法は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされていますが、入札や契約の改善について、今現在どのように考えておられるのかお

伺いをいたします。

(財務部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永財務部長。

[財務部長 福永清三君 登壇]

○財務部長(福永清三君) 入札の改善でございますけれども、現在、今の市内の建設業者、またそこで働かれておられます労働者の皆さんに対して、やはりそういった賃金の面、いわゆる労働条件の面も含めて確保していくということについては大変重要な課題だというふうに思っております。最近では、その入札制度の中に、いわゆる最低制限価格を変更させていただいたのも一つだろうというふうに思います。

それと同時に、前払い金制度にあわせて、近年では中間の前払い金という制度を導入しております。前払い金の40%に加えて、工期、また実質が2分の1以上工期が出た場合には2割の加算を中間払いとして払うという制度も設けさせていただいておりますし、いわゆる地域建設業強化融資制度という債権譲渡も導入しております。そういった中で、請負者においては、いわゆる資金確保ができるという面では、確かに条件的には確保されておるだろうというふうに思っております。

また、予算的な面、いわゆる財政的な面も含めていいますと、平成24年度に、いわゆる工事工期を2月末に設定をいたしまして、いわゆる3月末の年度末工期を、工事を集中しないようにということで各担当課にも指示したところもございますし、年間を通じての発注ということが非常に重要であろうということがありますので、例年4月、5月が非常に工事が無いということもありました。ということで、昨年12月議会で実は債務負行為をお願いをして、議会のほうで御議決をいただいております。これは、道路新設改良でいえば約1億円、道路修繕改良でいえば5,000万円、これを債務負担をお願いしたわけですが、12月で債務負担議決をした後、1月から即この行為によって設計もできる、また入札もできるということですので、4月1日からすぐ工事に入れるということで、年間を平準化した工事高ということにつながるというふうに思っております。

それと同時に、あわせて小規模、今年度も同様に、小規模修繕登録制度を継続させていただいております。50万円未満のもの、小修繕については、いわゆる希望登録業者、現在78社登録いただいておりますけれども、そういった中小の皆さんにも配慮した形で取り組みを進めさせていただくとところでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 今財務部長のほうから答弁があったように、本市においては、地元の中小建設業者の皆さんらの要望を取り入れて、いろんな制度を設けて地元企業の育成、支援に努めておられるということについては評価をいたします。やはりこうした経済が厳しい現在の状況の中では、やはり先ほど申しましたように、市が発注する建設工事あるいは物品調達業務委託

等が大きな経済効果を発揮し、また影響をもたらすものでありますから、こうした問題が、やはり今後も、地域の業者の皆さんを初め市民の皆さんの生活の向上につながっていくことに役立つ立たなければならないというふうに思います。

今説明の中では、入札制度の改善としてさまざまな手法を取り入れておられるということで、一定の評価もしますが、さらに今の市民の皆さんの大切な税金を投入して行われる公共事業において経済効果をより大きく発揮されるために、やっぱりもっと施策を施すべきではないかというふうに思います。

一般競争入札では価格が最も重視されますけれども、ただ現在は、三次市も社会的企業の貢献度等を考慮したいいわゆる総合評価方式等の手法で入札を実施されていることも一つの改善点というふうに私は思っておりますが、やはりその受注した業者は、利益を出すために、人件費や下請金額にどうしてもターゲットを行きがちだという点が、これはもうずっと昔からであります。このことは、やっぱりひいては公共事業の発注が及ぼす経済効果を引き下げることになり、質の低下にもつながっていくと考えます。市内の下請業者の皆さんなどからよく聞かれますが、市の仕事を請け負ってもなかなかもうからんというのが、そういう声をよく聞きます。下請業者の皆さんの経営を守り、またそこで働く人たちの生活を守ることは地域経済を守ることでもあると思います。こうしたことから、適正な公契約を実現するために、公契約条例が私は必要だと考えます。

三次市議会では、2009年6月定例会で公契約における公正な賃金、労働条件の確保を求める意見書を可決し、さらにその年の12月定例会で公契約条例の制定を求める陳情を全員一致で採択しております。この2つの意見書の採択、陳情の採択に対し、あれからもう4年たつわけですけれども、現在の見解なり、これに対してどのように思っておられるのかお伺いをしたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 公契約についての御質問でございますが、前段少し、今福永部長が言った点をさらに少し2点ほど補完しておきたいと思っております。

今おっしゃった下請という観点から、特別な工事以外は市内業者を優先ということで縛りかけながら一般競争入札しておるということは、2次下請、3次下請が回避するということにもつながってくるわけでありますから、そういう意味では、広島市の業者がとって、2次、3次、4次というような下請を避けておる、そういう努力をしておるということだけは、特別な事業以外はしておるということだけは申し上げておきたいと思っております。

もう一点は、できるだけ可能な限り分割発注をしておるといってもあえてつけ加えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、御質問の公契約の点については、先ほど議員のおっしゃっていただきましたように、意見書とか陳情についての採択、議会の議決をされたことについての重きは私自身も重々承知

をしておりますし、また議員を初めさまざまなか中、一般質問等を通して公契約の本市としての実現をすべきではないかということについても重々承知をしております。

そういう中で、私自身も労働者の労働条件を保護するという事の中で、公契約条例の考え方、私は理解もしておるつもりでございます。しかしながら、今現状を見ますと、以前とは若干ふえておるようでございますが、三次市の規模とは違った大きな中での自治体で実施されておるといふ実態があるということ等々、全体の総合的なことを踏まえた中では、私自身は、やはり国において法律とか法令とか、そういう中で公契約に伴う賃金の確保ということ、私自身は国が先頭に立ってやるべきであろうというように思っております。したがって、これから状況が、社会状況とかいろいろな状況が変化すれば、私自身も柔軟な考えは持っていかなければならないと思っておりますが、現時点ではやはり国が先頭を切っていくべきであるということ、を答弁としてさせていただきたいと思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 2011年の9月の定例会のときにも、私は公契約条例の制定を求める質問をいたしまして、今増田市長が答えられたことと全く同じ答弁をそのときもされております。やはり国としての法律、法令に基づいた対応というのを第一義的にやらしてもらわなければならないというのがそのときの答弁でありました。そのときと若干情勢は変わっておるんじゃないかということではありますが、私は、今安倍内閣になって、いわゆる日本の経済が上向きつつあるということが盛んに喧伝されておりますけども、決して私どもの庶民の生活というのはまだまだそういう状況ではない。まだ震災の復興もまだまだままならない。けさもニュースで言っておりました、震災から2年半、ちょうどきょうです、まだまだ二十数万人の方が避難生活を余儀なくされ、いつ自分のうちに帰れるかもわからない、そういう状況のもとで、復興に係る大きな大きな予算を投じた事業もこれからかかってくる。そうした中で、資材の高騰であるとか、あるいは円安等による輸入品の高騰、そうなる中で、やはりこうした公共事業の発注に関しては、より地元経済に波及効果を及ぼす方法をとる必要があるだろう。

今、公契約条例が国が先にやるべきだという市長の答弁、それが全てだと思いませんが、やっぱり一番最初にこの条例を制定した千葉県の野田市では、この市長さんが、国がやるのが本来なんだと、しかし国がやらなかったらいつまでたってもええことにならん、だからまず野田市がこれを、条例を制定する、そういうことによってそれぞれの自治体はその条例の制定に向けた検討を始め、もちろん国に対してもそういう働きをする起爆剤になればという、その条例制定の思いがあるわけです。これも当時の財務部長が引用して話されましたけれども、私もそのとおりだろうと思えます。

確かに、その当時から事情が大きく変わったから、どうしても公契約条例をとということにはなっていないというさっきの答弁だったと思えますけれども、やはり三次市もそうした状況の中で、こういう公契約条例の制定について、ぜひとも検討、研究は始めていただきたいという

ふうに思いますが、仮にこの公契約条例を制定した場合、市の財政的に何か負担を大きくもたらすような事態があるのか、あるいはこれを制定することに対して何か問題になるのか、もしそこら辺があって足踏みをされているようであればお伺いをしたいと思います。

(財務部長 福永清三君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 福永財務部長。

[財務部長 福永清三君 登壇]

○財務部長(福永清三君) 公契約条例を導入いたしますと、やはり各業者のもとにおいて、賃金の不払いであるとか、単価をどうであるとかという、いわゆる査察じゃございませんけれども、調査をしなければなりません。それを全てするということになれば、それなりの人件費等はおかってくるものというふうに思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 確かにそういった人手がかかるわけですから、幾ばくかの人件費等を含めた経費が増大をするということは私も理解します。しかし、だからといってこの公契約条例をやっぱり導入しないという大きな理由にはならないというふうに思いますが、この問題についてはまた別の機会に質問させていただきたいというふうに思います。

次に、2番目の学校給食の問題について質問をいたします。

現在、学校給食は、全国での実施率は小学校で99%を超えておりますが、中学校の実施率は約82%となっております。学校給食法では、第1条目的で、学校給食が児童及び生徒の心身に健全な発達に資するものとし、第2条目標で、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとし、日常生活における食事についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を養う、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこととして、学校給食は教育の一環であるとの法的根拠が確立をされております。

これまで学校給食は、国のその時々の方策によってさまざまな問題を抱えてきました。歴史的に見ると、1954年のアメリカの余剰農産物処理法を受け、日本はアメリカの余剰小麦を受け入れ、パン食の普及を図りました。こうした中、給食用パンの原料となる輸入小麦の検体から有機リン系の農薬が検出される事件も起こったことから、子どもたちには安全な地場産の小麦でパンをとの声の広がりと、保護者や国民の運動などもあって、国内産の小麦や米粉等によるパンやうどんがつくられるようになりました。

現在、三次市において、市内13調理場において学校給食でのパン給食は国内産の小麦粉を使っておられるのかどうか、また市は地産地消、地元産品の利用を推進されておりますが、学校給食の安全をどのように考え、どのように管理されているのか、まずお伺いをいたします。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長（児玉一基君） 学校給食の安全について、どう管理してるかっていうことですが、食材はできる限り身近な産地から提供を受けることが一般的にはより安全な給食の実施につながるのではないかと考えております。

また、地元産品を利用した給食は、食育を進める上でも欠かせないものであるというふうに考えております。

安全の管理については、学校給食衛生管理基準に沿った管理に努めておりますし、また地元産品の使用状況の調査につきましても、毎月一定の決まった期間をとりまして調査をしてみると、そういうことがございます。

特に食物アレルギーへの対応については、学校現場と、それから調理場が連携しまして、大変大切な問題ですから、確実に連携をしながら情報交換し、対応をしているところでございます。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） 地元産品を主に使用し、食育の関係もあってそのような措置がとられているということであります。もちろん給食の安全については万全を期するというのが当然でございますので、十分ではございませんというふうな答弁はあるとは思っておりませんが、やっぱりそうした給食の安全を守るというしっかりとした役割を果たしていただきたいというふうに思います。

この食の安全を守る上で問題になるのは、今政府が強引に進めておりますTPPへの参加の問題であります。このTPPに参加することによって、学校給食の安全がどのような影響を受けるかということについてどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

（教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 児玉教育長。

〔教育長 児玉一基君 登壇〕

○教育長（児玉一基君） TPP環太平洋地域経済連携協定は、現在交渉中でありまして、参加による学校給食への具体的な影響について現在述べることは大変難しい状況だというふうには思います。

ただ、子どもたちの健やかな成長に資する給食を続けていくためには、できるだけ身近なところから食材を求める、つまり地産地消を主に考えなくちゃいけないわけですが、それが必要であると考えていますが、このことが、ひいてはやはり地域の農業や、あるいは地域の食文化を守ることにつながっていくと、そういうふうに考えております。したがって、議員がおっしゃるTPPとの影響について、この給食に対する影響について、この中で具体的にこういう影響があるということについて現在言及することは控えさせていただきたいというふうに思います。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） 現在交渉中であるので、どのような影響があるかについては控えたいというのですが、私は非常に無責任じゃないかと思うんです。ここまでもう日本が前のめりになって参加を模索していこうとしているときに、どのような影響が子どもたちが毎日食べる給食に及ぼすのかと、影響を及ぼすか、これを、検討はされておるんじゃないかと思うんですが、それをやっぱり今差し控えるというのはいかがなものかと。

日本が仮にT P Pに参加した場合の影響について、これは政府が3月に発表した統一試算なんです、小麦の国内生産は1%しか残らないとされております。この1%しか残らないこの小麦粉を使って、じゃあ全学校給食、全国のですよ、安全な国内産のパン給食が補えるというふうにお考えでしょうか。

（教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 児玉教育長。

〔教育長 児玉一基君 登壇〕

○教育長（児玉一基君） 教育長という立場で話をさせていただいたんですが、実を言いますと、私はこの農産物が外国から入ってくる影響につきましては、以前の仕事の関係で、大変に影響を受けてるっていうことは承知しております。具体的に言いますと、木材の輸入自由化をされたときに日本の林業がどういう痛手を受けたか、それから次にオレンジ、オレンジの自由化のときにどういう痛手を受けたか、その次が肉用牛でございます、肉でございます。そして、最後には米の自由化がございます。国会で、衆議院・参議院で、一粒たりとも米の輸入はしないという決議をされながらも、輸入に踏み込んできました。そういう中で、現在の米作の問題、農村のあの米の状態、水田の状態、よく承知しております。ただ、そういうことを踏まえながら、現在T P Pで交渉をされて、その問題について給食が具体的にどうなるかということについては、できるだけ地産地消、地場の産品を使って、それを子どもたちにできるだけ食べさせていく、給食に提供していくという努力は大変重要だろうというふうに考えております。したがって、1%の小麦の生産で給食が賄えるかどうかについては、現在その数字を私は持ってませんので、この場では回答を差し控えさせていただきたいと思っております。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） 教育長の以前の職業経験をもとに話されたわけで、それなりに説得力はありますが、しかし今は子どもたちの給食を守るという立場にあられます。したがって、これは私が言うんじゃないくて、政府の発表した統計ですから、小麦の生産は1%しか残らないという現状では、とてもじゃないけれども国内産で賄い切れるとは思いません。同時に、現在三次市などが推進しております地産地消、地元産品利用、こういったことが、アメリカから非関税障壁、自由貿易に反するとして崩されるおそれがあります。アメリカの要求どおり、添加物や残留農薬を認める手続、基準を緩めれば、残留農薬や食品添加物の問題が指摘される農産物や加工食

品が大量に輸入されることが考えられます。

こうした問題のある外国産食材が給食に使われる危険性がどうしても懸念されるわけですが、今の立場として、TPPに実際に参加した場合に給食にどのような影響をもたらすかということについては言えないということであれば、検討はされているけれども言えないのか、検討すらしていないのか、どちらですか。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) TPPが学校給食に与える影響について検討しているかということですが、教育委員会の事務局の中で、具体的にこの件についての検討はしておりません。学校給食の安全、信用を維持するためには、できるだけ地産地消を推進してこうということが大原則で今進めております。

そういった中で、現在TPPがどういうふうになるかというのが不確定な中では、まだそういった問題について検討するのは尚早であろうというふうに考えております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 非常に対応としては私は無責任だというふうに言わざるを得ません。TPPに参加するかどうか決まってからじゃ遅いんですよ。つまりこれに参加した場合どうなるのかということ、やっぱり行政の責任者として予測、検討するぐらいのことはやってしかるべきだろうというふうに思います。

地元産品とか地産地消はいいんですよ。しかし、それが崩されるおそれがあるから、そこをどうするんですかということを知りたいんですよ。もう一度お答えください。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) TPPがどういうふうになるかということでは、先ほど申したように、まだはっきりしない段階で学校給食への影響というのはお答えするのは難しいということで御理解いただきたいと思います。地産地消を進める上で、三次市の農家がやっぱりしっかりした経営をしていただくということが一番重要だろうと思ひまして、その生産がどうなるか、生産力が落ちるといふことであれば、当然学校給食、地産地消に与える影響もあろうかと思ひております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 大変認識が甘いといふ言いようがありません。そんなことで子どもたちの

安全な給食を守ることはできないですよ。地産地消を追求されるのはいいですよ。そこが守れない状況にあるから、T P Pに参加したら、そこをどうするんですかということ再三さっきから聞きよるんですよ。それに対してちゃんとともに答えられないんじゃないんです。

それは一自治体だけじゃないかわかりませんよ。全国の学校給食もそういう危険にさらされます。だとすれば、そうしたT P Pへの拙速な参加は国に対して控えてほしいと、学校給食の安全が守れないんだというぐらいの声を上げてほしいと思いますが、いかがですか。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) T P Pに対して反対の声を上げるとか、そういうことについては、市の方針に従って教育委員会も対応していきたいというふうに思っております。

それから、今須山議員がおっしゃることは、地域の農業あるいは農業で生活してる皆さん方、そういう生き方をどういうふうに三次市としてつくっていくのかという、あるいは農業者の方と一緒に、あるいは場合によってはJ A、そういうとこと連携しながら、どういうふうに新しい三次の農業をつくっていくのかと。そういう中で、それを潰さないように、それを生かすようにしながら、給食の食材の調達をしていくということを考えないといけないだろうというふうに思います。

あくまでも教育委員会としては、地場の食品を使うように、そういう農業なり、農村なり、あるいは漁業なりが存立していただくことを願ってるということでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) きょうは、産業部のほうに質問通告しておりませんので、今教育長が言われたことについては答弁を求めませんが、もちろん農業政策ともかかわりますよ。けれども、そこを、農業政策がどうだからということじゃなくて、やはりさっき言ったように、非関税障壁として、そういった地元産品の問題だとか残留農薬の表示が義務づけが緩くなるとかといったようなことが起これば、外国のそういう表示がされてない外国農産物、冷凍食品がたくさん入ってくる、これを学校の給食食材として使う可能性が多いんですよ。そういうこといいんですかということをおっしゃるんです。もう一度お答えください。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) だから、再三再四答弁しておりますように、地域の食材をできるだけ使うと、そういうふうにしていきたいというふうに思っております。

現在調査しておりますが、三次産とか県内産とか県外産、それから外国産というのも調査しているようになりますけれども、外国産はほとんど今のところ入ってません。入ってる場合は

魚介類のようなもので、例えば魚のものが一部外国産のものが入ってるというふうなことでございまして、できるだけ国内産、中でもやはり県内産あるいは三次の産品を使うというふうなことを考えていきたいと思っておりますし、そういう方向で給食の食材の調達というものを考えていきたいというふうに思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 何度聞いても地元産品としかお答えになりません。そりゃそのほうがいいんですよ、できれば。それができなくなる可能性があるから聞いとるわけでありまして、ちょっと時間ありません。また、これは別な機会に改めてまた問いただしたいというふうに思います。

次に、学校給食の役割についてであります。安心・安全な給食を提供し、守ることは行政としての重要な責務であります。毎日の学校給食について、現場の調理場ではどのような体制で調理業務が行われているか、その流れについてまず最初にお伺いをいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 三次市内では13の調理場がございますが、全てに栄養士がおりまして、献立は栄養士が作成いたします。その献立に基づき調理員が調理をするということでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 食の安全については、先ほど食物アレルギーについてお答えになりましたのであれなんです。今の次長の説明では、学校栄養職員の皆さんが立てられた献立をもとに調理をするんだと、これが13調理場の基本的な業務の流れだというふうに御答弁いただきました。

じゃあ、そこで伺いますけれども、今学校給食の民間委託というのが非常に全国的に問題視をされております。この学校給食の実施基準というのがございますけれども、これでは、学校給食の食事内容の充実等について、魅力あるおいしい給食となるよう調理技術の向上に努めることとされ、学校栄養管理職員の仕事というのは調理員と一体であることが想定されております。実際に、13調理場の現場では、このいわゆる栄養士さんが調理師さんと、調理員の皆さんと一緒に業務を遂行されているのかどうか、もう一度確認のためお伺いします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長（白石欣也君） 先ほど申しましたように、栄養士は献立作成と調理の確認はいたしますが、実際に調理業務を行うのは調理員でございまして、その業務は分けてございます。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） 1985年1月に、中曽根内閣の臨調行革路線に沿って、文部省は、当時ですね、文部省は、いわゆる地域の実情等に応じ、パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託等の方法により人件費等の経常経費の適正化を図る必要があるとして、学校給食業務の運営の合理化についてという通達を出しております。このことによって、学校給食というものが行革の流れに乗って、いわゆる民間委託といったようなことが促進される一つのきっかけとなったわけでありまして。この合理化通達以降、1985年当時と比較して、2008年にはパート職員は16%から37.5%へ、民間委託は4.4%から25.5%に増加をしております。

私は、この学校給食が教育の一環であることからすると、民間委託することについては大いに気になるところであります。

そこで、市が今月2日から実施をしております布野共同調理場の民間委託について伺います。

学校給食における民間委託には、派遣労働者を使う方法と請負契約による2つの形態がありますが、布野共同調理場の民間委託はどういう内容でどの形態になるのかお伺いをします。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 本年7月23日に、布野学校給食共同調理場の調理業務ということで地元布野特産センターと業務委託契約を締結いたしました。これは調理業務の請負契約でございます。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） 調理業務の請負ということですね。そこで、確認をしますが、ことしの2月4日の全員協議会で示されてる教育委員会の資料によりますと、これは布野共同調理場の業務委託についてということで、これによりますと、教育委員会としては、献立は栄養士が中心となって作成すると、つまり献立をもとに食材を調達すると、受託業者は献立に基づいて調理をする、そして学年別に配缶し、この食器等を洗浄するというところであります。これによりますか。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 議員が御指摘いただいたとおりでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) もう一点確認します。

この調理場の水道光熱費は市が負担するということの説明だったと思うんですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 水道光熱費は市が負担いたします。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 先ほど来からの説明によりますと、これは全く労働者派遣法違反なんですね。いわゆる偽装請負に該当するわけです。なぜ学校夕食の民間委託にこの偽装請負の疑いがあるかといいますと、労働局等によりますと、調理場、設備、備品、機械類は市のもので、学校栄養職員が献立をつくり、食材を購入し、その指示のもとに民間業者の調理員が調理する、この指示命令の行為に偽装請負の疑いがあり、この調理員は実態としては派遣労働に当たるのではないかという見解であります。これは私の見解じゃありません、労働局です。

ことし2月、さっき言いました4日の全員協議会で、この布野共同調理場の民間委託について説明があったとき、労働者派遣法に抵触しないかと私は質問いたしました。このときに大丈夫だと答弁されましたけれども、その具体的な理由と根拠を伺います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 今回業務委託した内容につきまして、調理業務の実施に当たっては、衛生管理の観点から、調理場施設及び調理場に備えつけられた設備、器具等は無償で使用することとしております。この内容は、契約書にも明記をしております、別個に契約を別に結ぶというものはありません。

この内容についても、広島労働局にも確認し、先ほど議員がおっしゃられた偽装請負等には該当しないという回答も得ております。

また、指示命令系統につきましては、場長が学校給食実施計画書と調理業務指示書により受託者へ指示し、調理員への指示命令は受託者が行います。また、現場には、調理員のうちから受託者が選任した現場代理人を置くようにしており、現場の調理業務を遂行するとともに、場長や栄養士との連絡調整に当たります。

加えて、異常事態が発生したという場合も含めて、その連絡体制もきちっとつくっております。

して、そういった場合は現場の栄養士が直接現場代理人に指示をするというような形になります。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 広島の労働局に相談したということではありますが、私はこの労働者派遣と請負により行われる事業との区分の判断、実際の判断はもちろん必ずしも容易ではないということから、当時の労働省は、この判断を明確に行うことができるよう、1986年4月に労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準、いわゆる労働省告示第37号を出しております。この主な内容は、1つに、業務の処理に要する資金につき、全てみずからの責任のもとに調達し、かつ支弁すること。2番目に、業務の処理については、民法、商法その他の法律に規定された事業主としての全ての責任を負うこと。3番目に、次のイまたはロに該当する者であって、単に肉体的な労働力を提供するものではないとして、イとして、自己の責任と負担で準備し調達する機械、設備、もしくは業務上必要な簡易な工具を除く機材または材料もしくは資材により業務を処理すること、そしてロとしては、みずから行う企画または自己の有する専門的な技術、もしくは経験に基づいて業務を処理することとなっております。これらの要件は全て満たさなければならない、そうでないと適正な請負とは言えないというふうになっておりますが、これに照らして、そのとおりになってるというふうにお考えでしょうか。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 今回の委託による受託者のほうは、調理業務について全責任を負うという形で整理をしております。また、それに伴う費用としては、先ほどの調理器具を使うということは無償で許可をするということで契約書へうたっております。それ以外に、調理に使うものについては、服装等も含めて業者のほうで用意をするというものもございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) さらに、この37号告示の具体的な判断基準によりますと、学校給食で食中毒などが発生し損害賠償が求められるなど、注文者、要するに自治体、行政が損害をこうむった場合は、受託者、請負事業者が損害賠償の責務を負う旨を契約書に明記していることが必要だと。これが派遣か請負かの判断基準とされることになっておるということですが、布野の共同調理場とのその契約にそのことが明記されておるでしょうか。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長（白石欣也君） 損害賠償等の規定についても、契約書の中に明記をしております。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） 明記をされておればいいんですが。

また、市の所有する調理場及び設備、機械、器具等を使用して給食調理を行うことになっておりますけれども、この場合、委託契約書とは別個の総務契約が必要だというふうに言われている。先ほどはそれはないんだとおっしゃいました。しかも、その場合は有償であることが必要とされています。先ほどは無償だとおっしゃいました。

これは、やはり限りなく労働派遣に近いのではないかというふうに思いますが、この契約、賃貸契約はないということですから、この点についてはどういうふうに思われますか。いわゆる無償で貸すということを契約に明記されると思うんですが、これではだめですよ、有償でなければならない、これは別個の契約書をつくりなさいということ言ってるんですが、これについてどう思われますか。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 総務契約は、お互いに義務を負うという形で交わすものというものでございまして、今回の調理業務で使う器具について、有償でという考えももちろんあると思っておりますが、本市においては、それは無償で使用許可しようということで契約を結んでおり、その点について、無償での、その使用許可、使用賃貸借契約を結ぶということはしておりません。ですから、片務契約という形態になりますが、これについて、先ほど申しました広島労働局にも相談、確認をいたしましたところ、この有償で貸借するのであれば総務契約が必要であるが、無償で使用させるということで契約書に明記をしてあればその必要はないということで回答を得ております。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） そうは言われても、非常に疑いの濃い内容だろうというふうに思いますが。

先ほどの答弁の中で、いわゆる現場には現場代理人というんですか、それがいるということですが、常駐されておるかどうかわかります。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 常勤の者が現場代理人をしております。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） その代理人というのは、例えば栄養士等の資格を持っておられる方ですか。
（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 今の調理場における現場代理人が栄養士の資格を持っておるかどうか、ちょっと今私自身確認してないんですが、契約の中に栄養士の資格が必要ということにはしておりませんので、調理の実績等に基づいて、受託者が現場代理人、責任者として置くという形で整理をしております。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） 仮にその方が栄養士の資格を持ってないとすれば、具体的な給食にかかわる指示は誰がするんですか。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 具体的な給食の指示は、当然献立で、この調理方法に基づいて、栄養士が調理員に指示をします。個々にではなくて、現場代理人の調理員に指示し、その現場代理人がほかの調理員に指示をするという形態になります。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） いろいろ説明されますけれども、非常に、最初から言うように、この布野調理場、偽装請負に近い、労働派遣に近い形態の委託であるというふうに言わざるを得ません。おいしくて安全な給食にしようとする発注者が個々具体的なことを現場で指示すればするほど、調理業務の委託は偽装請負という違法状態に近づいていくことになります。

そもそも学校給食法は民間委託を想定しておりません。想定していないものを、いわゆる行革としてやろうとするからこういう現場において矛盾も起きるんだろう、問題が起きてくるというふうに思います。

いろいろ言われましたけれども、やはり偽装請負の疑いが強いということは払拭できません。

早急に問題点を改善、是正されるよう指摘して、質問終わります。

○議長（沖原賢治君） 以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。

あすから29日までの18日間、委員会審査等のため本会議を休会したいと思います。これに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よってあすから29日までの18日間、委員会審査等のため本会議を休会することに決定をいたします。

この際御通知をいたします。

各委員長からお手元に配付の委員会審査日割り表のとおり委員会を開催する旨申し出がありましたので、御通知をいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時52分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年9月11日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 山村恵美子

会議録署名議員 桑田典章